

議案第26号

令和8年度牧之原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数(件数)	16,000件
(2)	年間総配水量	5,657,500m ³
(3)	一日平均配水量	15,500m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	配水施設費	市道細江110号線配水管布設替工事 (1工区) 市道細江110号線配水管布設替工事 (2工区) 市道笠名5号線配水管布設替工事(1工区) 市道笠名5号線配水管布設替工事(2工区) 事業費 219,908千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	953,978千円
第1項	営業収益	908,129千円
第2項	営業外収益	45,839千円
第3項	特別利益	10千円
支 出		
第1款	水道事業費用	990,127千円
第1項	営業費用	974,820千円
第2項	営業外費用	13,307千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額268,420千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,619千円及び過年度分損益勘定留保資金246,801千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	145,999千円
第1項	企業債	100,000千円
第2項	国県補助金	10千円
第3項	工事負担金	10,600千円
第4項	固定資産売却収入	10千円
第5項	その他資本的収入	35,379千円

支 出

第1款 資本的支出	414,419千円
第1項 建設改良費	274,589千円
第2項 企業債償還金	102,283千円
第3項 その他資本的支出	37,547千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 起債の目的 | 建設改良費及びシステム調達費 |
| (2) 限 度 額 | 100,000千円 |
| (3) 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行 |
| (4) 利 率 | 6.0%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） |
| (5) 償還の方法 | 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | |
|----------------------------|
| (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用 |
| (2) 建設改良費及びその他資本的支出の間の流用 |
| (議会の議決を経なければ流用することができない経費) |

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 職員給与費 | 85,656千円 |
| (たな卸資産購入限度額) | |

第8条 たな卸資産の購入限度額は、8,683千円と定める。

令和8年2月20日提出

牧之原市長 杉 本 基 久 雄